〇林委員長 それでは次に、日程2、陳情審査に入ります。二番町地区のまちづくり関連です。本件に関する陳情につきまして、新たに送付された陳情、送付6-18、千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めていただく陳情ほか、継続中の陳情、送付5-18、19、21から26、31、41、45から49、52から56、参考送付、送付6-8の合計23件です。関連するため、一括して審査することとしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇林委員長 はい。加えて、学校関係のほうから、意見書の、委員の方に配付した上で審査をしてもらいたい旨のものが3校ございました。1校については現在のところ確認を取れていないんですけれども、女子学院、雙葉学園については、学校名をお出しした形で陳情審査を、意見書も踏まえた形でしていただいて結構ですという確認が取れておりますので、その旨ご了承いただきたいと思います。

なお、意見書については、本当に委員限りのものにしていただければ助かります。よろ しいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇林委員長 はい。それでは、まず陳情審査のところで、執行機関から何か情報提供等々がございましたら、お願いいたします。ない。特にない。

〔「特になし」と呼ぶ者あり〕

〇林委員長 特にないですので、それでは、順番でどうしましょうか。ちょっと新たに送付された陳情についてが、ちょっと今までと違う形のものです。どこだ。陳情書は朗読をしないで。ちょっと待ってくださいね。あれっ。6-18、一番上だ。これの陳情について、特に補足はないですよね、ここも。

委員の方、何か6-18、新たに送付された陳情、3択の話なんですけれども、特に。 〇小枝委員 都市計画審議会のほうからも、もう議論は、基本、区議会のほうで整理をしてきてくださいよということを言われておりますので、この点についても、2月8日の今回のこの請願、もう一本来ていたと思いますけれども、4対5対8は成立しているのかと、この3択問題についてちょっと確認をさせてください。

基本的なところで、千代田区都市計画審議会条例の第6条3項では、審議会の議事は過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによると規定をされています。これは賛成か反対かの2択で決を採ることを想定していると考えますが、条例の解釈として、3択で決を採ることはできるのか、できないのか。まず区の見解を明らかにしてください。

〇前田景観・都市計画課長 都市計画審議会の事務局をしてございますので、私のほうからご答弁を差し上げます。

まず、3択可というところでは、今回のこの整理におかれましては、賛成と附帯決議つき賛成、こちらを賛成とするという形での、進行の中で整理がなされた上での決となってございます。なので、条例の解釈上という形であれば、やはり2択といった中で、それを2択になるような形のものの整理を、会の中で進行の中でなされたというふうに認識をしてございます。

〇岩田委員 関連。

〇林委員長 岩田委員。

〇岩田委員 附帯決議つきの賛成といったら、その附帯決議の中身によっては、賛成にもなるし反対にもなるわけですよね。それを一方的に賛成と入れるというのは、それはいかがなものかという、今の質問者の小枝委員の質問だと思いますけど、そこはどのように考えているんでしょうか。

〇前田景観・都市計画課長 ただいまご指摘を頂いたとおり、附帯決議の内容によっては 賛否を判断する場合があるといった形のところにつきましては、会の中では、その場合に は反対という形になるということの整理がなされた。そういうふうに認識をしてございま す。

〇岩田委員 ふーん。そういう整理が、会の中ではそういう整理であった。じゃあ、それが法的に問題があるのかどうかというのをこの前も質問しましたけども、それを法律の有資格者に聞いたわけではない。ただ、法務に聞いた。じゃあ、あれから法曹の資格者にお聞きしましたか。

○前田景観・都市計画課長 区としては聞いてございません。

〇岩田委員 そういう専門家に聞かずして区が判断するということ自体が、おかしいんじゃないかなと思うんですよね。やはりそこは専門家に聞くべきであり、我々も専門家に聞いています。そしたら、これは明らかにおかしいというような判断なんですよ。そこで分かれているわけじゃないですか。片や、区は法曹資格者ではない人に、ただちょっと法律に詳しいぐらいの人に聞いた。で、正しいんだろうと。こちらは専門家に聞いて、おかしいと言っているんですよ。だったらやっぱりここは、はっきりするためにも聞くべきじゃないですかね。

○前田景観・都市計画課長 予算の総括審議のときだったかと思いますけれども、そのときも担当の所管のほうからご説明があったとおりでございます。区として確認をさせていただいて、特に法曹担当、法曹の資格を持ったところに確認するといったことは考えてございません。

今回のこの取扱いにつきましては、私どもとしては附属機関、諮問機関ということで、 都市計画審議会のほうに付議をし、その内容について本当に様々に議論を頂いて、手を尽 くされた結果といったふうに認識をしてございまして、その結果を重く受け止め、その取 扱いをさせていただいているといったところでございます。

〇岩田委員 ということは、区の決定が正しいと、よほど自信がある。つまり司法試験に 突破していない人と突破した人、突破した人の意見よりも突破していない人の意見が正し いんじゃないかと。そういう自信があるということなんですか。

〇林委員長 岩田委員ね、そのやり取りというのはあらかたやっていて、この陳情は確かに法的問題点を確認するというのはあるんですけれども、その上で、その前に、要は会議規則が議会の場合だったらあると。で、よくある請願審査の場合には、採択、不採択、趣旨採択と3択になったり、その趣旨採択の部分によっても違う場合には、全部2択でやっていくんですよ、会議規則にのっとって。まず最初にどれからやりますかと、もちろんお諮りして、反対、不採択は不採択か採択か、その上で趣旨採択するか採択するかとかという部分をやってくんですよ。

そういう手続があるのかどうかというのを確認していかないと、もう議論のほうは確認

していないですけども、あまり、正直言って、そこまで都市計画審議会という諮問機関が 裁量権を持ったもの、要は3択でも4択もいいという話になってくると、条例の立てつけ 上も僕らもあまりよろしくないのかなという感覚はありますので、そこをまず確認してい っていただかないと、これがいいのか悪いのかという、突き進んでも、いや、一応問題な いようになっていますと。あのやり方が本当に問題なかったのか、要は2択を何回も何回 もやる。トーナメント方式でやっていく。で、最後はどちらという形にしていくやり方と いうのがあるのかどうかとやっていかないと、同じ議論になってしまうのかなと。委員会 は別ですけれども。一向に下げるつもりは全くないんですけども。

〇岩田委員 まさに委員長が今おっしゃったように、そういった手続上、それは問題がないのかというようなところですよね、その3択でやってという。それを問題ないとおっしゃるんですけども、それは普通2択を想定しているものじゃないんですか、そもそも。条例を見ると、過半数をもってと書いてあるのは。どうなんですかね、そこ。そういうのはちゃんと専門家に、ちゃんと法的な専門家に聞くべきだと思うんですけども。

〇林委員長 ごめんなさい、岩田委員。僕の口が足らずで申し訳なかったですね。要は3 択、今回の事案で言うと、賛成、附帯決議、反対とあった場合に、3択でどーんとやるマニュアルしかないのか、それとも3択になった場合には、まずは可否を決めますよ。その上で附帯と可にしますよとかと、こういうマニュアル的なものがあったか否かというのを確認していかないと、調査が深まらないんじゃないのかな、審査が。で、ないんだったらないという形で、では、それはどうなんだというところに持っていったほうがよろしいかと思うんですけれども。

〇岩田委員 分かりました。今、委員長が全部言ってくれたんですけど、いきなりその3 択で、賛成、反対、附帯決議つきの賛成という3択でいきなりやるという、そういうやり 方が正しいのかどうか。そういうやり方があるのかどうか。

- ○林委員長 正しい……
- 〇岩田委員 えっ、正しいという言い方は変ですか。
- 〇林委員長 やり方が、だから、マニュアル的なものがあるのかどうかという確認を。
- 〇岩田委員 あ、マニュアル的にね。はい。マニュアル的にそういうのがあるのかどうか。
- ○前田景観・都市計画課長 そうしたものはございません。
- 〇岩田委員 うん。ない。
- 〇小枝委員 ちょっと関連。
- 〇林委員長 どうぞ、小枝委員。
- 〇小枝委員 3択でできるよという答弁だったわけだけれども、3択でできるかできないかというのは、誰が、審議会が決めるんですか。誰が決めるんですか。
- 〇前田景観・都市計画課長 今回の都市計画審議会の運用に当たりましては、そこまで詳細が決まったマニュアルがないと申し上げたのは、先ほどご答弁したとおりでございます。

先ほど冒頭にお話をさせていただきましたとおり、この採択の仕方については、2択になるといった形で、その2択の仕方というところをこの会の中では議論されたというふうな形でございます。その上で、そもそもシンプルに2択、3択にするかといったところも、会の中で悩みながらということで、手を尽くされながら、2択か3択かといったところを確認された上で、3択の手法を取りながら2択にするといったところが確認された上での

お取り扱いでございます。

〇小枝委員 うん。今お話しされているのは、条例の話じゃなくて運用の話なんですよ。 そういった運用をしたという事実はみんな知っています。けれども、条例上どうなのかと いうのが聞いている問いなので、そこに的確に答えていただかないと。

〇前田景観・都市計画課長 その取扱いにつきましては、私どもとして、まず今回の取扱いは、都市計画審議会としてのこの採決のところを確認しているわけでございますけれども、やはりそこに有効性をといったところでは、区のほうでも確認をさせていただいたところでございます。その上で、特に今回のものが何か違法性があるとか、そういった形では認識してございません。

〇小枝委員 確認なんですけど、これは法律の条例の解釈、ほかの案件で、外神田一丁目のときに、会議規則という条例に違反しているというような事態があった。議員は知らなくてそれは流れてしまった。このことに関しては、審議会、つまり審議会が3択をよしというふうに考えた場合は、よしとなってしまうという仕組みに、今そういう答弁をしていますか。審議会がよしとすれば、条例の設定は2択でやっているけれども、審議会がいいと言ったんだからいいんだ。そういう答弁ですか。

〇前田景観・都市計画課長 その取扱いにつきましては、審議会の中で段階的にきちんと整理がなされて、お諮りをなされて、異議が唱えられていないといった中では、会の総意として決まってきたものというふうに認識をしておりますので、そうした形であれば、この取扱い自体は違法とかそういった形にはならないというふうに認識してございます。

- 〇岩田委員 関連。
- 〇林委員長 岩田委員。

〇岩田委員 そのときに課長が会長に、それはまずいんじゃないかと思ったんで、慌てて、会長ちょっと待ってくださいというふうに言ったんじゃないですか。ご自身もこれはおかしいなと思ったから慌てて、会長が、じゃあこれで3択で決まりましたよと決を採った後に、いや、今のはちょっとまずいですみたいなような感じで会長を制したんじゃないですか。なのにそれを、今になって、あれは特に違法性はございません、このままやっていきますみたいな答弁というのは、どうなんですかね。そのときおかしいと思ったわけじゃないですか。

〇前田景観・都市計画課長 ただいまのことにつきましても、予算の総括審議のときに申 し上げたとおりでございますけれども、確かに私のほうで手を挙げさせていただきました。 その都度、会長のほうで、その取扱いについて整理がなされて、皆様にお諮りをされなが ら進行がなされたといったところでございますので、そうしたものとして受け止めてござ います。

〇林委員長 小枝委員。

〇小枝委員 千代田区議会の場合、ここで言ってしまえば、そういうことで過ぎてしまうということが多々あるわけですけれども、これは大きな社会の中でこの手続がありますので、ここの手続に瑕疵があるとなれば、このみんなで積み上げてきた努力というのがひっくり返ってしまうわけですね。だから、無駄にしたくないわけですよ。なので、課長も審議会も、法律的にはみんな素人で、運用上そうしたという事実をもって条例上そうだったというふうにこじつけると、それは違法性をやっぱりはらむわけです。違法でないという

ちゃんと責任ある文書が出てこないと、これは私たちがこれから進む道が非常に不安定な ものになってしまうというのは、普通、行政の側が避けたい手続だと思うんですよね。そ こを、何でそれをなさらないのか、非常に謎なんですよ。

決して利害が対立する話じゃない。ちゃんと法律の専門家、自分の名前をもって、この 条例解釈は3択もいいんですと言える人がいるなら、ちゃんと出してきてほしいんですよ。 そんな人はいないと思いますけどね。

〇前田景観・都市計画課長 ただいま小枝委員から頂きましたように、無駄にしたくないといったところは私も同じ、同感でございます。今回のこの取扱いにつきましては、やはり諮問機関、先ほど申し上げましたが、こうした附属機関として、行政としてはやはりそこにお願いをしているものですから、そこで出たものをきちんと受け止めるといった役割もございます。そうした中で、そこの有効性があるかどうかと、皆様方に決断いただいたことについてのその取扱いが何か問題がないかといったところも含めて、私どもとしては法規のほうに確認をさせていただいたといったところでございます。

しかしながら、いずれにしましても、今回のこの結果、あくまでも附帯意見をつけて、 最後、答申をしていくといった形の整理がなされたものというふうに考えてございまして、 次の、明日ですね、都市計画審議会におきまして、ここの部分も含めて、どういった形で 答申がなされるかといった形になるかというふうに考えてございます。

- 〇岩田委員 関連。
- 〇林委員長 ちょっといいですかね。 はやお委員、先。
- 〇岩田委員 すみません。
- 〇はやお委員 今までの話を整理すると、本来であれば、条例上、2択で進めていく。これは我々議会のほうでもそういう流れなんですよね。必ず、委員長のほうも話がありましたように、割れる可能性があるから。

今の話を聞いていると、運用上ね、条例上はあまりよろしくないかもしれないけど、会長の整理の中でということなんですが、私が思うのは、まず一つが、名前を言っちゃいけないのか、副会長の方が、附帯決議の内容が分からなくて決めるのはいかがなものかと投げてあるんですよね。それを投げたときに、会長だけがこれを進めるんだというような動きをぐっと確定して、そこで私が一番の疑問は、じゃあ、運用上3択あるよ。会長が決めたならばと。反対はなかったですよ。声を、まあ、唯一言ったのは、私が、意味が分からないからぎゃあぎゃあ言っていたぐらいで、何を言っているか自分も議事録を見るとよく分からないんですけど。

結局は何かといったら、明確に3択についての賛否を採っていないんですよ。つまり、 3択にするということは異例中の異例だから、3択でもよろしいんですかと賛否を採らな きゃいけないんですよ。そこのところについてはどう考えるのか。

- ○前田景観・都市計画課長 そのときの取扱いでございますけれども、3択についてするかというよりは、2択にするか3択にするかといったところでのお諮りがなされた上で、3択にされるといった形のほうが多数だったというふうな形でございます。
- 〇林委員長 多分、私の記憶でも、3択にしますかという話はあったと思います。
- 〇はやお委員 いやいや、あったよ。だけども……

〇林委員長 そこで一応手を挙げたんですけど、大事な点が、多分、議案審査のときも必ず「ただいまの出席者は何名です」とかけて議会の場合にはやっていくんですけど、数でいきなりどーんという感じのイメージがあったんですね。

〇はやお委員 私の言っているのは、二つずつやっていくんですよ、原則は。だけども、 3択にするということで、3択はやりましたよ。で、3択でいいですかという賛否を1回 入れなかったら駄目なんですよ。何かといったら、3択について誰も、ただ、反対はして いなかった。だから、賛成、反対、そして条件というようにやったから、3択でやります よという確認を取っていないんですよ。3択は言いましたよ。反対はなかったですよ。だ けど、そこに行くときに、委員会の運営では……

〇林委員長 えーと、多分誤解で、要は2択がいいですか3択がいいですかというのはあったけれども、はやお委員が言っているのは、今回は3択でいいですかというのを確認していないという。

- ○はやお委員 確認をしなければ……
- 〇林委員長 それが可否の話になるんじゃないですかというところなんで。
- 〇はやお委員 そう。
- 〇林委員長 それは多分ないよね。
- 〇はやお委員

 だから混乱を起こすんだよ。
- 〇前田景観・都市計画課長 今、ただいまご指摘いただきましたように、2択か3択かというところでのお諮りはありましたけれども、3択でよいかどうかという形のお諮りはなかったというふうに認識をしています。
- 〇はやお委員 だからそこに瑕疵が、俺はあると思う。だから、みんなは……
- 〇林委員長

 まだありますか。はやお委員。

〇はやお委員 分からないうちにどんどん進んでいっちゃうんですよ、あのやり方が。そうすると、議会の運営を分かっている人間はおかしいと分かるけれども、初めて来られた区民の方は分からないんですよ。だったらば、俺は事務局がはっきり言わなくちゃいけない。確かに審議会の独立性というのはあるかもしれないけど、やはり後になって違法だとか運用上だとかということはあってはならぬから、そこは休憩を取って集まりゃいいじゃないですか。それをやらなかったことというのが、俺は問題があるんじゃないかということなんですよ。どうですか。

〇前田景観・都市計画課長 議事録の中で私どもも確認させていただいて、法規のほうにも確認を頂いてといった中で、その手続的なところに何か問題があったというふうな認識をしてございません。一方で、今ご指摘いただいたように、休憩を取るとか、そういった形の工夫というのはあったかもしれませんので、ちょっとすみません、会の中でどこまでできたかというのはありますけれども、事務局として今回のことは、こういった経験を踏まえて、次回以降の運営に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

〇はやお委員 ごめんなさいね。もうこれ、この件について。いや、そうなんですよ。何かといったら、そこのところもそうですし、結局は附帯決議をやるときに、本来であれば附帯にやるんだったらば、附帯の案ができていなくちゃ、ある程度なくちゃ駄目なんですよ。それであそこで持ち上げたときに、附帯を前提としてとか、あり得ない委員会運営なんですよ。何でそんなふうに会長がやるのかが理解できないんです、私は。

はっきり言って、附帯を、中身も分からないで賛成した人たちは、僕は気も知れないんです。何かといったら、契約書があって、金額が入っていないで、これについて判こを押せということですから。だから何度もおかしいんじゃないかと。そこを事務局がしっかりと指摘しなかったら、こういうことになっちゃいますよ。あり得ないですから。

それで柳沢先生はちゃんと言っているんですから。これがなかったら、だから私は…… 〇林委員長 副会長。

- 〇はやお委員 あ、副会長が言ったように、これがなければ賛成にも反対も、もしかしたらそれを見て賛成になるか。それだったら僕は継続、落としますよと、そこまで言っているんですから。だから僕はあの委員会の運営については、かなり瑕疵のある委員会運営だったと、審議会運営だったというふうに言って当たり前だと思っています。
- 〇桜井委員 関連。
- 〇林委員長 桜井委員。
- ○桜井委員 賛成をした人の気持ちが知れないというお話でございましたので。
- 〇はやお委員 違う違う違う。
- 〇林委員長 附帯でしょ。
- 〇はやお委員 附帯。
- ○桜井委員 附帯ね。えっ。
- 〇はやお委員 附帯をつけて賛成にした。
- 〇桜井委員 附帯をつけてね。いや、私は附帯をつけないで賛成なんです。
- 〇はやお委員 だからいいんです。だからいいんです。そのことは言っていない。
- ○桜井委員はいい。そのことのちょっと意見を言います。

この件については、もう何度もこの委員会でも言っていますけども、去年の3月30日でしたっけ。一旦立ち止まって、それで我々は専門家委員の皆さんに、この件についての案をつくってくださいということをお願いしたんですよ。それが出てきて、出てきて、いや、必要なことなんです、このことは。(発言する者あり)そうなんですよ。出てきたものを、事業者側に検討させて、これだったらば今までどおりの案がこれでなりますということの確認を取って、執行機関がそれを受け止めて、地域のまちづくりの協議会に諮って、了解を頂いて出てきた案だったんですよ。ですから、私はもう、あの場では、附帯決議はつけなくても、これは賛成でいいだろうと。そういう気持ちだった。

- 〇はやお委員 それは人の意見です。
- 〇桜井委員 そうじゃないよね。
- 〇はやお委員 そうじゃない。
- 〇桜井委員 そういうふうにもちょっと聞こえたから。聞こえたからね。
- 〇はやお委員 すみませんね。そういうことは言っていない。
- 〇桜井委員 一言やっぱり言わないことには気が済まなくなっちゃう。
- 〇はやお委員 そりゃそうだ。
- 〇桜井委員 ということなんですよ。ですから、そういう面では、附帯決議をつけたほうがいいという案も確かにあのときありました。ありましたけど、中には私のように、附帯決議をつけないでこの部分は進めるべきだということを思った委員さんも、あのときには採決の中にはいたんだと思いますよ。ということでの流れの中でやったというところだけ

ちょっと整理をしたいんですけど。確認をしたい。

〇林委員長 どうぞ、課長。

〇前田景観・都市計画課長 今ご指摘を頂いたとおりというふうに認識をしてございます。 今回やはり会の中では、そのお取り扱いについて、先ほどはやお委員からも頂きましたように、附帯決議をつけるかどうか、この取扱いについても、次回にするかどうかといったことも含めて、非常に議論がなされていたかなというふうに認識をしてございます。そうした中で、その当日ですね、採決をするかどうか、ここについても、それこそ決を採るというような形も含めて会の進行がなされていたというところで、非常に会としてはそれこそ長時間にわたってご議論いただきましたけれども、悩みながら、手を尽くされながらといった中での進行だったかなというふうに認識をしてございます。

そうしたところの取扱いにつきまして、そういった意味で、私どもとしてもこれを、この後、都市計画審議会のほうから答申を頂くかどうかというところの段階に進むに当たって、そもそもの取扱いがどうかといったことが何か確認が必要だろうといったところで、 法規担当のほうにも確認しながら進めてまいったといったところでございます。

〇林委員長 はやお委員。

〇はやお委員 というように、同じ賛成でも、附帯つき賛成と、本当に賛成ということからしたら質が違うんですよ、今の話を聞いても。それに加えて、私はある容積の専門家である女性の学経の先生が言ったように、反対に回ったんですよ。それは何かといったら、容積率について、私はこういう案について反対です。に近いことを言ったわけです。つまり、学経の先生が整理したといっても、合致していないんですよ。集約が取れていないんですよ。ということが、そこが私は問題で、今回の賛否についても質的にもおかしいと思っているわけです。だから、何かといったらば、その学経の女性の先生はもっと高くしてもいいという考え方と受け止めたんです。だけども、容積率を700%にしないで600でもいいじゃないですかと。で、広場は広くと。つまり、何かといったら、同じその学経のまとめた案ですら、一致していないんですよ。ということは何かといったら、これについては学経から整理されていない中で、それが合っていたのかといったときに、私はあの結論を見て非常に疑問に思ったということなんです。

だから、これはもう一回やり直す必要があるんだということを言いたいわけです。だったら、だってみんなが縦割りにちゃんとあの学経の先生だって言うはずですから。私はそういう意味で言ったんじゃないと、そこまで言ったんですから。というところが問題なんじゃないんですかと。それをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 前回の都市計画審議会に関しては、非常に難しい調整をしていただいたというふうに思っています。今の、ある委員さんの容積率に関しましては、その方の趣旨としては、二番町だけではなくて、容積率を割増しして開発ということ自体を、一つ、考え方を一つ持っていらっしゃるということですので、そういったものに関して、やはり高さとかそういうことではなくて、容積の割増しでまちづくりをつくっていくこと自体に、ちょっといろいろと課題があるんじゃないかといったようなところを言われたのかなというふうに思っております。

やはり、いろいろあった3択、2択ということで、あのときに附帯決議、この案がどういった形になるのかというのが全く見えなかったといったようなところで、会長のほうで

ああいうお計らいをしていただいたかなというふうに考えているところでございます。その附帯の決議の案がまだ確定しておりませんので、その案はやはりどういった形にするかということを、次の審議会、明日になりますけど、そこを見据えて、どういう結論になるのかといったところが非常に大事なところに来ているといったようなのが、今の区の考えでございますので、前回の都市計画審議会に関しましては、我々は法的に特に問題はないといったような考え方を持っていますが、ただ、附帯の決議の案がなかった、その時点ではなかったというところは事実でございますので、明日の都市計画審議会の中で、そこでどういった形で決まっていくかということが非常に大事なところではないかなといったような認識でございます。

〇はやお委員 だからこそきちっと決めて、であれば、僕はもう一回、明日ゼロからスタート、賛否を採っていただいて、普通はですよ、賛成か反対か、そして、じゃあ賛成となった、反対になったと言いながらも、附帯決議というのも賛否が採れるんですよ。それでマル・バツをつけるということもあるわけですね、中身はいいよという話になったら。だからそういう通常のルールに従って私はやっていただきたいと、あえて。でも、悪いけど、行政のほうはやるつもりもないだろうし、あれでしょうから、一応指摘しておきますよ。

あと、こんなに私は、副会長を含めて、あれだけ制止されながらも、かなり会長が進めたというところについて、相当希有な気持ちでいるんですよ。何でそこまでやるんだろうかと。なぜだなぜだとやったときに、調べたら、特命随意契約理由書というのをちょっとネット出てきましたから調べたんですけれども、ここのところについて、一般財団法人の計量計画研究所、これがこの随意契約に関わっている。令和に入ってから、もしくは彼が会長になってからの――やっちゃ駄目。

〇林委員長 いや、全然問題ないんですけども、明日、都市計画審議会の開催が10時から予定されているんで、私のほうでは、できましたら、委員の皆様と一致した形で、もう3択じゃなくて2択で進めてくださいよねというところを、どんな結論じゃないですよ、採決の採り方を、3択になるとまたこういった疑義が出てしまうんで、ここだけは執行機関に申入れができればなと思って最初にこれを出したんです。

そうしないと、賛成の人、附帯決議がいいと思う人、反対の人で、また3択になると同じ議論になるのと、あんまり裁量権を都市計画審議会に入れ過ぎるというのは、やっぱり今後まちづくりの大きな変更になる一つですので、ここはすっきりした形で、可否同数なら可否同数、しっかりとした出席者の定足数を読み上げた上で、その上で、どっち、さあ、マルかバツかというのを、明日の都市計画審議会でやっていただけるように申し入れるというのが僕らの職責なのかなと。

いや、いいんですよ、行政の裁量権とか部長は大好きですけど、裁量権裁量権といっぱい投げちゃうのも楽なんですけども、やっぱりまちづくりに関して、やっぱり僕は白黒、いいか悪いか、マルかバツかというのを示していかないと、後世にちょっと責任を持ち切れない、疑義がある3択というのはよろしくないんで、2択でやるように、ここに陳情書に書いてある都市計画審議会条例6条の第3項、ここにあるような形で、2択で進めていくと。三つ議論があっても一つずつやっていくと。マルかバツか。その後で附帯を入れるか入れないかとかと、必ず2択で示すような形を委員会として申し入れないと、ずっとこんな形で裁量ばっかりですと、じゃあ、これは4択でいいのか5択でいいのかという話に

なっちゃうんですよ、論理的に行けば。

これも全部賛成に見ますよ。何がおかしいんですか。都市計画審議会の委員がみんながいいと言ったんだからいいじゃないですかという裁量権を、僕はそこまで認めないで、やっぱり条例にあるようにマル・バツでできるような形で、皆さんと一致した上で、この後で、内容についてはそれぞれ思いはあるでしょうし、先ほど桜井委員が言われたように、学識経験者が、案だったという意見もあるでしょう。普通に考えると、その学識経験者が附帯決議に賛成したというのも相当なる違和感ですけれども。(「そうだ」と呼ぶ者ありうん。あるんですけど、まずは委員会として、2択、可否については、明日やっていただく、今後も都市計画審議会というのをやっていただけるような運用を、マニュアルがあればいいんですけども、3択のときに。特にないというんでしたら、会議規則に準じた形で、それぞれ、この2択にまずフェーズを変えていきますよというのを諮りながらやっていくのが、後世の皆さんにとっても、僕らも、なのかなと思って。(「休憩を取る……」と呼ぶ者ありあり)

はい。休憩を取ります。

午後5時30分休憩午後6時27分再開

〇林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続きまして、陳情審査の23件、送付6-18に限らず、全て23陳情について、 資料要求や、やり取り等々、何かございましたら、委員の方、どうぞ、お願いします。 〇はやお委員 ちょっと資料要求をさせていただきたいと思います。特命随意契約の理由 書を、一応、委員会資料として整理したいと思っていますので。

私のほうで捉えているのは、令和3年4月1日、令和3年10月8日、令和4年4月1日、令和5年4月3日ということで、計量計画研究所の随意契約がそれぞれ159万5、000円、567万6,000円、799万7,000円、1,139万6,000円、これだけで合計で2,666万4,000円ということで、プロポーザルでやっていることですから、それなりの要求水準の整理はされていると思いますが、その要求水準をどのように出して、そしてこれが正当に、結局はこの契約の理由書も踏まえながら、ご説明できる資料を用意していただければと思います。

前田課長のやっているところですから、それなりしっかりやっているとは思いますけれども、この辺は、逆に言うと、疑義を明らかにすることによって区民に対して説明をしていかなくちゃいけない。ちょっと2,700万は多過ぎるからね。あと、ほかにあったらば、その金額も明確にしていただきたいと。今後例えばこれについて、場合によっては契約に関する特別委員会等々の一般論、一般論の中で、どういうふうにやっていくことがいいかということの整理にもつながることですから、焦点、スポットを当てて、ここのところが私はちょっと金額がいきなり多過ぎるだろうなと思っているので、ここのところの資料が明確になるものを資料要求いたします。

〇前田景観・都市計画課長 ただいま資料要求がありました件につきまして、委員と調整をさせていただいて、ご準備をさせていただければと思います。

- 〇林委員長 ほかに。
- 〇小枝委員 関連で。ただいまの件に関連するかなと思うんですけど、前田さんのところ

じゃないと思うので、今日、地域まちづくりの方っていらっしゃるんですかね。いますか。 外神田一丁目の公聴会の事務というのが計量計画研究所ということで、契約書を見てみた んですけど、見当たらないんですね。どういう契約で、どんな業務でこれを請け負ってい たのか。そこも分かる資料をぜひ出していただきたい。

〇前田景観・都市計画課長 先ほどはやお委員のほうからも、このほかにもということでご指摘いただいていますので、併せてご準備をさせていただければというふうに存じます。 〇小枝委員 あと、それに関して、過去に富士見の案件のときに、住民委員の方が、ご自身は利害関係を持っているので退席しますと言って退席されたという場面がありました。これって自己申告制になっているわけなんですけれども、ご自身がこの利害に関わる、あるいは契約、こうした関連の仕事を請け負っている、あるいは請け負ってきたというような方は、基本的に利害関係があるというふうになるんでしょうかね。その利害関係、あるいは利益相反と言われる考え方の整理、その考え方によっては、じゃあ、退席しなくてもよかったですねということにもなるわけですよ。今、千代田区では消防も警察も退席しているわけですよね。

ですから、その辺のところを、本当だったらば、今、現職の都市計画審議会委員が逮捕されたという状況にあるわけですから、確かな公共的利益のために判断をしている場であるということを確認するためにも、案件ごとに誓約書を取るというようなことをしていくぐらいのことを考えないと、下手したら、自分の商売あるいは自分の将来の利益のためにそういうことをしているというふうに見られかねないということがあるので、ぜひそれも検討していただきたいのと同時に、そうした参考になる資料を出していただきたいと思います。

〇前田景観・都市計画課長 ただいまのご指摘の部分が、どういった形の契約に値しているのかといったところもあるかと思いますので、ちょっと委員と調整をさせていただければというふうに存じます。

〇林委員長 春山副委員長。

〇春山副委員長 今日、幾つかの学校からの意見書を委員向けに配付されているということも踏まえて、これまでの文教地区としての中での再開発の在り方について、どのように区として捉えられてきているのかというところだけ確認させていただきたいと思います。

事業者との協議も含めて、この地区の再開発において、区として、学校が多く点在する中での開発について、文教地区の維持なり、学生の方々の環境維持というところを、どういう協議をされたり、どういう意見交換をされて、どういう判断をされてきているのか、どういう計画案の中での反映をされていくおつもりだったのかというのを頂きたい。

もう2点目は、この件は地域振興部と子ども部、千代田区の場合は18歳まで子ども部が見るというところで、区民じゃない方々も含めて、学校、教育環境というのをこの地区においてどう考えているのか、どういうふうに協議されてきて、またお考えについてのご意見を頂きたい。

あと3点目、これは所管ではないと思うんですけれども、各学校が地域とどう関わられてきていて、どういうふうに地域との関係性について把握されているのかというのをご提示いただきたいというのが3点です。

よろしくお願いします。

- 〇林委員長 どうぞ、答えられるところは。
- 〇春山副委員長 資料……
- 〇林委員長 資料で欲しい。
- 〇春山副委員長 はい。後日で大丈夫。
- 〇榊原麹町地域まちづくり担当課長 ただいま3点資料要求いただいた内容に関しましては、委員と調整の上、準備の方法についてご相談させていただきたいと思います。
- 〇林委員長 事前調整はしていたんですか。もう名前は出していいというあれだから、女子学院さんとか雙葉さんと、事業者ですとか区というのは事前調整されていたんですか。 されていたんだとしたら資料が出てくるんですけど、していないんだったら資料は出てこないんで。している。していない。
- 〇加島まちづくり担当部長 今の、すみません、ちょっと資料要求に関しては、直接学校 関係者と打合せしたかというようなところではなかったかなといったところなので、そこ ら辺の資料というのは、ちょっと用意することは考えておりません。ただ、文教地区の中 で、学校がある中、開発だとかそういったときにどういう考え方で区としているのかとい ったところですので、そこら辺は用意させていただければというふうに思います。
- ○林委員長 全然何か何にもないみたいですね。
- 〇春山副委員長 再確認させていただきたいんですけれども、これは予算総括でも質問させていただいたことにも少し関わるんですけれども、このエリアにおいてどういう環境を、何と言ったらいいんでしょう、文教地区としての環境をどういうふうに考えていくかというのは、地域振興部なり子ども部なり、このエリアの再開発によっての協議みたいなことは、所管、対応はされていなかったということでよろしいでしょうか。
- 〇加島まちづくり担当部長 直接、文教地区に対して、子ども部に関しては学校だとかがありますので、そういったお話はもちろんするんですけれども、地域振興も踏まえて、コミュニティだとかそういった中で学校さんのほうのというのは、今までやったというところの記憶はちょっとございません。
- ○林委員長 この意見書だけなんだ。 ほかに。
- 〇小枝委員 近隣女子校のことなんですけれども、私、前回か前々回に、この繁華街化ということを非常に心配する話も、私でさえ一生懸命伺いに行きました。何で行政はこの方々のところに聞きに行かないんですか。そして、その調整をしないんですか。というのは、教育と文化を守ってきた方々であり、千代田区にとっては誇るべきものだと思うんですね。その人たちのところにどうしてもっと丁寧に足を運んで、調整をしようとか意見を聞こうというふうになさらないんですか。

今回、3校ですけれども、恐らくこの100年を超える女子校というのは10校以上あるんですよね。そこからこんなに心配の声が上がってきて、どうして調整に伺おうとしないんですか。

〇加島まちづくり担当部長 番町地域、もちろん文教地区ということであれば、学校というところもあるんですけれども、その他の機関だとか関係機関もございますので、そういったところ全体を踏まえて調整というのは、今までもしていないといったようなところがございます。

ただ、この三つの通知というんですか、意見書に関しましては、やはり保育や教育活動にふさわしい環境が損なわれる懸念がありますと。もう一つのやつも、保育や教育活動にふさわしい環境が損なわれる懸念があるといったところなので、そこら辺に関しましては、より具体的な案だとか、そういったところを踏まえて、その懸念を払拭するような検討、調整というのは、私たちも必要だというふうに思っていますので、都市計画が決定したから全て終わりということではなく、今後、学校関係だけではないですけれども、地域の方々といろいろとやり取りをして、その懸念を払拭するようなことをしていくことは大変重要かなというふうに思っております。

〇林委員長 ごめんなさい。時間もあれなんで、一つが、2校は名前を出していて、女子学院さんと雙葉さんというのは、事前の説明会ですとか、何だ、オープンハウスですとか、区がいろいろもろもろやっている意見聴取の機会で、これまで何らかのアクションがあったのか否かということと、もう一点が、このエリアというのは、大体高さ規制で60メートル、平成18年ぐらいかな、地区計画を三番町も一番町もいろんなところでやったけど、このときは意見書が出ていたのか、御三家と言われている女子校から。今回が初めてなのか、従前から、従前の地区計画を策定のときに出ていたのか否か含めて、もうまとめてやらないと。

〇加島まちづくり担当部長 今言われた女子学院さんと雙葉さん。女子学院さんに関しましては、協議会のメンバーにも入っていらっしゃっておりますので、その中で、どちらかというと反対といったような意見はずっと聞いていたといったところでございます。雙葉さんに関しましては、この今回、委員の皆様に見ていただいているところで、初めて我々も伺ったかなといったようなところでございます。

それと既存の地区計画をかけるときにどういった意見があったかといったところに関しては、すみません、ちょっと今、書類だとかその状況は分かりませんので、ちょっと調べてみて、明確になりましたらもちろん報告させていただきますけれども、ちょっとそこら辺のやつがあるかどうかも含めて、ちょっと調査したいなというふうに思います。

- 〇林委員長 どうぞ。いい。大丈夫。(「地域振興……」と呼ぶ者あり)あれですよね。 結局こういった学校、私学に対する窓口というのは政策経営部になるんですか。
- 〇春山副委員長 地域振興部……
- 〇林委員長 地域振興部は多分管轄外でしょ。
- ○春山副委員長 どこが……
- 〇林委員長 どこが窓口になっているんですか。今の、日本テレビ沿道協議会のメンバーになった女子学院はまちづくりのほうなんでしょうけども、普通の意見のやり取りのところというのはどこになるんですか。
- ○春山副委員長 日常のその、ここも併せて調べて……
- 〇林委員長 なけりゃない。(発言する者あり)分からない。(「分からないって」と呼ぶ者あり)じゃあ、ちょっと調べていただいて、大学との協働というのはいっぱいあるんでしょうけども、本当にあんまりうちは関係ないんですけど、日本の誇るべき学校が集中しているところなんで、番町エリアに女子校の。あんまりこことぎすぎすしないように、今までしていなかったんだとしたら、今後しないようにですし、今の時点でぎすぎすしているんだとしたら、ちょっとぎすぎすをどうやったら解きほぐすかと考えないと、致命的

にここで決裂してしまうと、多分お互い好ましいことではないので、ちょっと調べてください。

ほか。

〇小枝委員 ここは附帯決議の中身を議論するところではもちろんないんですけれども、 今みんな心配しているわけですよね。この附帯決議を、今あるものを、あしたもその内容 についてしっかりと質疑をすることができるというふうに私は伺っているんですけれども、 そこはそういう理解でいいんですよね。

〇林委員長 ごめんなさい。あしたというのは、都市計画審議会の中で。

〇小枝委員 都市計画審議会の中でしっかりと議論をして、できるだけ丁寧に多くの方の 合意を得ていくという考え方をちゃんと築き上げていくというふうに聞いておりますけれ ども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

〇前田景観・都市計画課長 附帯決議の取扱いにつきましては、次回それを含めて議論して、答申をかけていこうということの整理がなされているかなというふうに認識をしてございます。そうした中で、明日どういった形で委員の皆様がご議論、今までの取扱いも含めてご意見を出されるかといったところは、大変恐縮ですが、多分そのときのご発言等によりまして、会長と委員の方々との中での、時には受入れがあるのか、あるいは合意形成ができる、できないとかという形になろうかなというふうに思いますので、ちょっとそこは、すみません、私どものほうで、この段階で何か必ずこの時間がとかという形の確約は持てるものではないというふうに考えてございます。

〇小枝委員 会議体の会の運営の中で、つまり行政が考えるのではなくて、会の運営の中で協議をしていくという。というのは、この皆さんがどんな意見を出したかについて、送ってきてくれたわけですよね。それを踏まえて、意見がほとんど入っていない部分もありますでしょ。

〇林委員長 僕のことを言っている。全面却下。

〇小枝委員 その前文を読めば、これは二分するような対立状況を緩和するというか、修復していくというためのものだというふうになっているわけなんですよね。ということは、その場においてどうするかということの知恵を尽くすということは、もう大前提なんだろうというふうに思うんですけども、それも会の中の運営の中で考えていくというふうな判断ですか。

〇前田景観・都市計画課長 ちょっと丸投げをするとかそういう形ではなくて、私どもとして考えているのは、諮問機関ということで、それこそ委員の皆様でご議論をしていただいたものが、もし答申を頂けるんであれば、そこに付随されて、私たちのところに、区のほうに答申がなされるというふうな形で考えてございます。したがいまして、そこの中での議論を何かここで既定路線かのような形でご発言すること自体も差し控えるべきだというふうに認識しておりますので、そこは会の中で、委員の皆様の中でのご議論を踏まえて答申がなされるものと、なされるとすれば答申がなされるものというふうに考えてございます。

〇小枝委員 というのは、初めに日程ありき、初めに結論ありきということになってしまうと、これはどなたかの陳情に書いてありましたけれども、やはり訴訟リスクを背負って しまうわけですね。それは、ある附帯決議の内容によって、私は不本意ですよ、不本意。

80という高さで、2,500平米の広場で、700平米ということのマックスを取った内容については不本意だし、目標との、これも文章を書きましたけれども、不一致があって、都市計画の先生からしたら、これは非常に好ましくないというふうに思う内容だろうというふうに思いますよ。そこはちゃんとしていかなくちゃいけないなというふうに思います。思います。それに、基になる基本計画だって、都市計画マスタープランだと言いながら、いやあ、区域マスも入っているんです、いやあ、何か文章を読んだらもっと、何ですか、平成15年の、誰も、私は知っているけどほとんど知らない、千代田区まちづくりグランドデザインが根拠ですなんていうのまで出てきちゃった。これなんですよ。すごい何か本当に壁にぶち当たりながらやっているんだなと。誰が書いたんだろうと思うんだけれども、前田さんが書いたということになっているんでしょうけれども、すごく矛盾に満ちているんです、いろいろ。

というのは、私はこのまちづくりグランドデザインをつくったときは、本当に部長さんと、当時の担当部長とかなり議論しましたから。その部長は、部長の考え方はこうだったんです。彼は基本的に中層派、かなりの。それで、だからめり張りをつけたいと言ったんですよ。つまりこの番町においては中層を守りたいと。だけど、大丸有とかそういうところは、もうしょうがない、超高層にしていくんだと。そういうめり張りをつけるためのこの都市マスであり、グランドデザインで、地区計画だということを、当時の、もう何なら参考人で呼んでくださいというぐらいですよ。その部長は必ずそう言いますよ。今でもそう言うと思います。

だから、それを根拠にしたというのは非常に驚いたんですよ。知らないからと思ってよく使うなというふうに私は思うわけ。誰が入れたんですかと思うんだけど、誰がここに、この都市計画案の理由書というところですよ、平成15年の。これは誰が書いたかも分からないのかもしれない。

〇林委員長 (発言する者あり)休憩しましょうか。で、見てください。

午後6時48分休憩午後6時49分再開

〇林委員長 それでは、委員会を再開いたします。 どうぞ、小枝委員。

〇小枝委員 都市計画法で定められているところからすると、市町村の都市計画に関する基本的な方針18条の2の4というところに、市町村が定める都市計画は基本方針に即したものでなければならないと書いてあるわけ。これは当然、当然というか、前回の議事録を何度読んでみても、都市マスです、都市マスですと、部長も答えているわけ。そうなんですよ。だけど、この委員会で聞くと、都市マスもあります、基本構想もあれば区域マスもありますと、こう言っているわけ。それで、じゃあ、この理由書を読んだら、何かというと、今度はまちづくりグランドデザインですと、こういうふうになってきたわけ。一体何なのと。もうその場その場で適当にもう言ってしまえば、どうせ時は過ぎて進んでしまうというやり方が、すごく区民の不信を買っているという状況の中にあるということを、信頼感を得ていくようなやり取りをしないと、これはもう、じゃあ瑕疵は瑕疵で残してくださいと。もう、だったらもう、それこそ裁判でもやればいいやというふうにするわけじゃないでしょ。

だったらば、じゃあ、18条の2の4に書かれている、これはもうどの学者に聞いたって、市町村の都市計画マスタープランのことなんですよ。ましてや基本構想、基本計画が出ていないから、この場合、もっと強くそういう意味合いになっている。その言葉と矛盾しているということなんですよ。

で、今日の19条の議決の瑕疵の話も出てくる。それは19条のところに、都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとするというところが、議を経ていないでしょという問題がまた引っかかってくる。この都市計画法の定めを見ただけでも、そういう問題が出てくる。じゃあ、どうにか、私も質疑としては記録に残さなきゃいけないから、やらせていただきますよ。だけれども、ちゃんとどこに出ても、区はこうなんだということを端的に答えてくれれば、それを記録にしていく。そしてその上で、じゃあ、みんなが附帯決議で歩み寄りたいという心であれば、じゃあ、その附帯決議の中で、今の都市計画図書が足らない部分を、もっとみんなで歩み寄っていけるのかということを、ちゃんとその時間を取ってもらいたいわけ。取らない限りは、これは対立と紛争が続いてしまう。

じゃないと、若いお母さんだってやっぱりいるわけですよ。もしかしたら小中学校が終わったら出ていっちゃう方もいる。だけど、この歴史ある学校に子どもを入れたいからといってマンション買って、もう、ついのすみかという人もいるわけですよ。そういう人からしたら、やっぱり残念がって出ていかれたら、もう、さらにまちは低下するわけですよね。そうならないためのあしたの附帯決議の協議をどうするかというところの考え方をしっかりと答弁をしてもらいたい。

- 〇林委員長 答えられますか。どうぞ。
- 〇前田景観・都市計画課長 附帯決議の協議の時間の確保といったところで、最終的には ご質問の趣旨というところで受け止めさせていただいてございます。明日の進行につきま しては、やはり先ほどもご答弁させていただきましたが、会の中で委員の皆様でご議論を 頂いて、その上でどう取扱いをなされるかといった形での、そういった取扱いがまたあっ てといった形かなというふうに認識をしてございます。私どもがこの段階で、どのぐらい の時間を確保するとか、一方で確保しないとか、多分そういった形のことをお話しするこ と自体がおかしいかなというふうに思ってございますので。
- 〇小枝委員 ええ、もちろんそう。
- 〇前田景観・都市計画課長 そういった議論の下に答申されるということであれば、私どもはそれを頂戴するといった運びになろうかなというふうに考えてございます。
- 〇小枝委員 うん。都市計画審議会というのはそのためにあるわけなので、行政だけが先走ってはいけない。行政だけで決めてはいけない。学者や住民代表、そして議会代表と決めていくということになっているにもかかわらず、ところが、やっぱり裏で行政は、附帯決議というのはこういうものなんですよと言うじゃないですか。それは課長じゃないかもしれないけど。附帯決議にはこういうものを入れちゃ駄目なんですよとか、附帯決議ってこうじゃなきゃいけないんですよと、今回の議会でも随分ありましたけれども、そういう千代田ガラパゴス的解釈を、変に、それだったらば入れないでいただきたい。その中で議論を阻害するようなことは言わないでいただきたい。それは約束していただけますか。
- 〇林委員長 約束という、何か附帯決議で禁句なものがあるなら、あると言っていただければいいですし。

○小枝委員 ああ、そうね。

○前田景観・都市計画課長 このたび私どもが附帯決議の中身について、その取扱いについて何か申し上げることは基本的にはないかなというふうに思ってございます。頂いた内容をやはり率直に受け止めるべきだというふうに思っている中での、今そういった形での検討がなされているものというふうに認識をしてございます。一方で、それが数値を入れるか入れないかといったところが、それがやはり今回の都市計画のそもそも数値と関係するということであれば、それは附帯なのか、あるいは都市計画としての賛否なのかといったところになってしまいますと、やはりそこは一定の議論の中での、委員の皆さんの中での判断はあるのかなというふうに考えてございます。

〇小枝委員 都市計画審議会で決めるものだと言いながら、数字は入れてはいけないとか、 この言葉は入れてはいけないとか、やっぱり行政が阻んでいるんですよね。

○はやお委員 阻んでいる……

〇小枝委員 うん。みんなで、つまり都市計画審議会で歩み寄れればそれでいいじゃないですか。行政がこういう混乱をつくってしまっているんですよ、はっきり言うと。申し訳ないけれども、不信感。やっぱり事業者とあまりにも一体化し過ぎてしまったということで。もしかしたら事業者にも迷惑をかけちゃったかもしれない。

だけれども、ここをどうにか修復していこうとするならば、やっぱり、ベストだとは思いませんよ。でも、ベターより次善の策として、この附帯決議をより実効性のあるものにしていかなければ、意味がない。それこそゼロか100かになってしまうんじゃないですか。委員会の意図を酌めないんじゃないですか。そこは数字を入れようが、何を入れよう、いろんな方がいろんな意見を言っているけれども、これは駄目だ、あれは駄目だという権限は行政にはないはずですよね。ということでよろしいですね。

〇前田景観・都市計画課長 私は先ほどそういった趣旨でご答弁をさせていただいたというふうに考えてございます。そういった形で数値を入れるか入れないかの取扱いについても、都市計画という中で数値は決められている中で、それを附帯決議の中で整理するかどうか。ここについては委員の皆様の中、その附帯決議を議論される中で、また取扱いはあるのかもしれませんが、現段階で私たち、現段階というよりは、この今回の附帯決議について、数値化を何か一方的に私たちが数値を駄目だとか、そういった形ではないというふうに認識をしてございます。

〇林委員長 岩田委員。

〇岩田委員 今後のこともあるので再確認させてください。3択で決を採るというのは、 審議会がよしとすればあり得るという立場でよろしいのかどうか。

〇前田景観・都市計画課長 少し、すみません、繰り返しの答弁になるかもしれませんが、会の中の整理としては、2択になった上での3択、表示としては3択のように見えるというのはご指摘のとおりかもしれませんが、その仕切りとしては2択という形となってございます。一方で、今回のように様々に疑義を頂いているといったのも事実かなというふうに認識をしてございますので、少しもしかしたら、この後の取扱いもあるかもしれませんが、私どもとして、事務局としてできることとすれば、やはり今回のような疑義が生じたということも踏まえて、やはりシンプルに2択になるような形での運営を心がけさせていただきたいというふうに考えてございます。

〇岩田委員 その2択だとおっしゃるんだけども3択に見えるという、それは条例の解釈 としてできるのか。確認です。

〇前田景観・都市計画課長 すみません。最初のご答弁と重なるところはあるかもしれませんが、マニュアルといった、そういった形の整理がないところで、運営の中でどういった形で、この2択になると、賛否を採るような形というところにつきましては、会の中での整理がなされていますので、それについて私どもから何かというところはないといったところでございます。

〇岩田委員 その会の整理という話ですけども、じゃあ、それができる場合には条件があるんですか、何か。何か条件があるから、そういう3択っぽいけど2択だよという、そういうので決が採れるのかということです。条件。

〇前田景観・都市計画課長 大変申し訳ございません。ちょっとその条件という意味合いが理解できていなくて恐縮でございますが、会の中で、その中でいろいろ手を尽くされながら今回整理をされているというふうに認識をしてございまして、そういった中で、ある意味では諮りながら、その上で異議もないということで、皆様方のほうで悩まれながら、前回の採決のところについては進められたというふうに認識をしてございます。

〇岩田委員 マニュアルもない。みんなで考えながら。言い方は悪いですけど、行き当たりばったりということでいいですかね。

〇前田景観・都市計画課長 ちょっと言葉というところで、本当に長時間をかけて皆様方にご議論いただいたと。悩みながら手を尽くされていただいたといったところの認識でございますので、ちょっとすみません、行き当たりばったりというよりは、悩みながら、どういった形で対応しようかというところをご検討いただいたんだというふうに認識をしてございます。

〇岩田委員 ありがとうございます。確認が取れました。

あと学識経験者に何か委任をしてというような話がちょっとありましたけども、これは あくまで諮問機関だから意見を聞くという態度であって、白紙委任じゃないですよね。確 認したい。

- 〇林委員長 どう。分かる。
- 〇桜井委員 2月30日の件でしょ。そうじゃないの。
- 〇林委員長 もう一回。もうちょっと。
- 〇岩田委員 すみません、もう一回言います。あくまで都計審は諮問機関ですよね。だからそれを、学識経験者に意見を聞くというスタンスではあるけれども、我々議会としては白紙委任をしたわけではないというのを確認したいんです。

〇林委員長 ごめんなさい。都市計画審議会は、千代田区で言うと、区長が、都市計画手続に従って出た案を、答申、諮問をかけると。そこで可決されたものが、今度は議案として来るんだっけ、地区計画で。来ないんだっけ、もう。(発言する者あり)可とすべきものとなったら、判こを打って近々というやつだよね。それで、その後、建築条例になるという形で、事前の準備段階のは、ほかの条例議案と一緒で、ストップをかける、かけないというのは、一応昔は信頼関係と言ったんだけど、僕は効率的なあれで、事前のやり取りはあるにせよ、そこは、僕が好きじゃないけど、裁量というか、執行権の中ではある話じゃないですかね。白紙委任云々というよりも、可否を決めるというところで。違うかな。

焦り過ぎて余計長くなっちゃった。ごめんなさい。

〇岩田委員 そこを答弁いただきたいです。つまり、答申が出たら、我々議会としては何も言えない。もう答申が出ちゃったよという、完全に白紙委任なのかどうかというのを答えていただきたい。

〇林委員長 答申が、答申、可として(「流れをお話し……」と呼ぶ者あり)うん。1回言ってみてください。

〇前田景観・都市計画課長 すみません。ちょっと白紙委任というところについて、お答えが、すみません、ちょっと理解ができていない中、お答えができかねてしまいますので、今後のお手続というところでご案内をさせていただきますと、答申を頂きましたら、区として今度は都市計画手続のほうに入っていくわけですけれども、今回は地区計画が既に制定されている中での変更ということで、そういう意味では、今回の地区計画の条例のタイミングと合わせて都市計画変更がなされていくというふうに考えてございます。

〇岩田委員 なので、それに対して、我々はもう何も言えないということでいいですか。 えっ。(「条例審査がある」と呼ぶ者あり)

- 〇林委員長 条例審査のときに、唯一可否の判断ができると。
- ○岩田委員 唯一。そうですね。そこだけですよね。
- 〇林委員長 そこだけです。前もいろいろやりましたけれども、それは関係ないと言われて、附帯決議とかを却下されたのと同じ理由じゃないですか。
- ○岩田委員 そこだけですね、我々が言えるのは。確認で。ですよね。
- 〇林委員長 言えるというか、評決ですよね。

〇前田景観・都市計画課長 すみません、都市計画審議会という、行政の手続の中で、どのタイミングでご議会の関与かといったところにつきましては、先ほど申し上げた条例の変更のときにはもちろん当然ながらございますし、一方でご意見をというところにつきましては、ご報告も差し上げているところでございますので、そうしたタイミングで様々に引き続きご議論を賜るのかなというふうに認識してございます。

〇岩田委員 すみません。さっきのところで、ちょっとごめんなさい。質問するのを忘れ ちゃったとこがあって、さっきの3択の、またしつこいですけど、3択のところで、区は 法規担当に尋ねました。大丈夫ですと。それ、リーガルチェックなしでも大丈夫という根 拠は何でしょう。根拠。

〇前田景観・都市計画課長 すみません、ここの段階で何か根拠というよりは、私どもとしても今回答申を頂くに当たりまして、会として何かあったときに、やはり疑義が生じないようにというところで確認をさせていただいたところでございます。

いずれにしても、今回のタイミングで仮に答申を頂いたとしましても、都市計画の決定の手続を踏むのはやはり行政かなというふうに認識をしていますので、いずれにしても会としてどのような形で答申の手続を取っていくのか、都計審の議を経ていくのかといったところが肝要かなというふうに認識をしてございます。

〇岩田委員 肝腎なところを答えてくださいよ。リーガルチェックをしないでも大丈夫な根拠と聞いているんですよ、僕は。全くのど素人、全くのということはないけど、ちょっと法律に詳しいぐらいの人に聞いて、大丈夫です、区はそのような認識です。何でリーガルチェックをしないで大丈夫だと言い切れるんだという法的根拠か何かを示してください

と言っているんです。

〇前田景観・都市計画課長 行政としての解釈もありますが、やはり今回の手続の中で、逆のちょっと言い方をして大変恐縮でございますけれども、違法の手続というような形での認識が、今回、規定が特に定めがございませんので、そうした取扱いの中で今回の取扱いがどうなのかというところを確認させていただいているといった事態でございます。 〇岩田委員 ふーん。さっきも言いましたけど、知り合いの弁護士に聞いたら、おかしいよというふうに言われているのにもかかわらず、区はそういうところにも聞かないで、ちょっと法律に詳しい人に聞いただけで、大丈夫ですと言っちゃうその何か自信がよく分からないですよね。それでも、それでやるというふうに区は言っているということを今確認しました。

で、さっき小枝委員がちょっと資料要求したところで、ちょっとお聞きしたいんですけども、区のコンサルの業務をやっている一般財団法人計量計画研究所って分かりますよね。 そこの代表理事をされている方ってどなたでしょう。

〇前田景観・都市計画課長 この代表理事は都計審の会長をしております岸井会長でございます。

〇岩田委員 そうですね。都計審の会長の方ですよね。これって利益相反行為とかにならないですかね、公正な判断が果たして下せるのかということですよ。自分の利益になるような、そういうようなやり取りをするんじゃないかというふうに心配しているんです。 〇前田景観・都市計画課長 大変恐縮でございますが、私どもとして、今回このプロポーザル方式であるとかそういったところについては、きちんと手続を踏んでございます。また、どこまでが今回の利益相反かというところのお話がありますけれども、大変恐縮でございますが、ウォーカブルであるとかまちづくりとのプラットフォームといったところが、都市計画として何かご提示したかということであれば、私どもとしては一切ご提示してございませんので、そういうふうな形での認識でございまして、そもそもそういった形の認識ないといったところでございます。

〇岩田委員 再開発に十分関わっている方だと思うんですよ、コンサルをやっていて。自分たちの都合のいいように、××××××××××、そういうことをする可能性がないわけじゃないですよね。(発言する者あり)分からないですよね。分からない。そう、分からない。誰も分からない。だから問題なんじゃないのかなと言っているんです。

〇林委員長 岩田委員、(発言する者あり)休憩します。

午後7時09分休憩午後7時10分再開

- 〇林委員長 では、委員会を再開いたします。
- ○岩田委員 先ほどの発言は削除の上、また発言します。

コンサルをやっているところであれば、十分再開発に関わることができるのではないかなという疑義が生じるような気がしますが、そこは何をもって大丈夫だと言い切れるのか。 〇前田景観・都市計画課長 大変恐縮でございますが、何をもって疑義というふうにおっしゃっているのかといったところが論点かなというふうに認識をしてございます。私ども、この手続に関して、そして業務に関して、それこそ千代田区のために誇りを持って務めておりますので、そういった疑義がないよう引き続き努めてまいると、そういった所存でご

ざいます。

〇岩田委員 誇りを持ってやっていても、何をやっていても、人間って弱いものなんですよ。やっぱりついつい自分に甘くなってしまう。それが人間だと思います。なので、何かしら関わりがある人をそういう会議体に入れることの是非というのを、いま一度考えていただきたいと思っています。そこをどういうふうに考えているんでしょう。

○前田景観・都市計画課長 繰り返しで恐縮でございますが、疑義がないといったところの認識でございますので、もちろん疑義があるところについては疑義がないようにもちろん努めますけれども、今回のことに関して何か疑義があるといったような形の認識はございません。

- 〇桜井委員 答弁しているよ。
- 〇林委員長 (発言する者あり) ちょっと休憩します。

午後7時11分休憩午後7時21分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

陳情のまず取扱いについてを確認したいと思いますが、いろいろ資料要求等々も出ましたので(「継続で」と呼ぶ者あり)継続でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇林委員長 はい。それでは、二番町地区のまちづくり関連23件の陳情については、継続の取扱いとさせていただきます。よろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇林委員長 はい。加えて、明日、都市計画審議会がございます。前回の2月8日も、付託される予定の請願並びに陳情22件というのを、一覧表を参考資料として都市計画審議会の委員の方々にご配付いたしました。今回は正式に請願が付託された後ですので、一番上に請願、下に23件の陳情のものをリストとして参考資料として配付していただくと、都市計画審議会の委員の方に事務局を通じて。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇林委員長 はい。また、その上で、今回、陳情で様々な議論になりました3択の問題についてですけども、以下のとおり、当環境まちづくり委員会として集約、まとめ、まとめとして、集約と、執行機関に申し入れたいと思います。読み上げます。

千代田区都市計画審議会条例第6条3に基づき、可否については2択で決すること。以上を執行機関に強く申し入れます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇林委員長 はい。この旨も都市計画審議会の中の事務局説明の中の最終場面のほうで、 委員の皆様にお伝えしていただければと思います。いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕